

## 生活一時資金貸付事業（概要）

### （1）事業の概要

この事業は、本市の住民のうち、低所得世帯であって生活困難に陥った者に対し、一時的に必要な生活資金を貸付けることにより、その生活の安定を図ることを目的としています。

**ただし、この資金は日常的な『生活費』をお貸しするものではありませんので、ご注意ください。**

### （2）貸付対象

この資金の貸付の対象者は、市内に引き続き3ヵ月以上居住するもので、次の事項に該当する方です。

ア 低所得世帯で生活維持に必要な一時的の経費の支出が、困難と認められるもの。

イ 貸付を受けた額を所定の期間内に返済し得ると認められるもの。

### （3）貸付の条件

ア 貸付の限度額は、一世帯50,000円以内です。

イ 償還方法は月賦または一括償還で、貸付の日から1ヵ月以内の措置期間を置き、11ヶ月以内に完済していただきます。

ウ 連帯保証人として、市内居住者で身元確実、保証能力があり、借入申込者とは別世帯の方1名が必要です。

エ 貸付金を完済するまでは、いかなる理由があっても再度の貸付は行いません。

### （4）民生委員の役割

民生委員には、借入時や償還の際、借入申込者及び借受人に対し援助指導をお願いしています。なお、民生委員は、申込時に借入に対する意見書を添付してください。

### （5）申込み方法

所定の申込書に次の関係書類を添えて、社会福祉協議会へ提出してください。

#### 借受人

- ・生活一時資金借用証書
- ・住民票（世帯全員分）
- ・民生委員意見書
- ・印鑑証明書

#### 連帯保証人

- ・住民票（世帯全員分）
- ・印鑑証明書